

兵庫県公立大学法人決裁規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人（以下「法人」という。）における事務の円滑かつ適正な執行を確保するとともに責任の明確化を図るため、事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長、学長、附属学校総長（以下「理事長等」という。）の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 専決することができる者（以下「専決者」という。）が、決裁することをいう。
- (3) 代理決裁 理事長等又は専決者に代わって、それぞれ決裁することをいう。

(権限の区分)

第3条 理事長等の権限に属する事務は、それぞれ次に掲げるものとし、個々の事務に係る権限と責任の所在は、当該区分に従い法人の各規程等において定める。

- (1) 理事長 学長、学校総長の権限に属する事務を除く法人の事務
- (2) 学長 学校教育法第92条第3項に規定する大学の校務その他法令等により学長の権限に属する事務
- (3) 附属学校総長 学校教育法第62条において準用する同法第37条第4項に規定する高等学校の校務その他法令等により附属学校総長の権限に属する事務及び学校教育法第49条において準用する同法第37条第4項に規定する中学校の校務その他法令等により附属学校総長の権限に属する事務

(効力)

第4条 この規程に基づいてなされた専決及び代理決裁は、理事長等の決裁と同一の効力を有するものとする。

(専決事項)

第5条 理事長等は、その権限に属する事務の一部を指定する者に専決させることができる。

(重要事項等の専決留保)

第6条 専決者は、この規程の定めるところにより専決することができる事項であつても、次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならな

い。この場合において、決裁を求められた者がさらに上司の決裁を受ける必要があると認めたときは、その決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が特に重要であり、上司の指示を受ける必要があると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は重要な先例になると認められるとき。
- (3) 疑義若しくは重大な紛争があるとき又は処理の結果重大な紛争を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (4) あらかじめその処理について、特に上司の指示を受けたもの

(報告)

第7条 専決者は、専決をした場合において必要があると認められるときは、その専決をした事項を上司に報告しなければならない。

(代理決裁)

第8条 理事長等が決裁すべき事項のうち理事長等があらかじめ指定したものについては、それぞれ次に掲げる職にある者が、それぞれその所掌に属する事務について代理決裁をすることができる。理事長等が不在の場合において、理事長等が決裁すべき事項で急施を要するものの決裁についても、また同様とする。

- (1) 理事長が決裁すべき事項 兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号。以下「組織規程」という。)第2条に規定する副理事長又は理事
 - (2) 兵庫県立大学長が決裁すべき事項 組織規程第17条に規定する局長、部長、総合教育機構長、国際交流機構長、学生支援機構長、产学連携・研究推進機構長、地域創造機構長、国際商経学部長、社会情報科学部長、社会科学研究科長、工学部長、工学研究科長、理学部長、理学研究科長、環境人間学部長、看護学部長、情報科学研究科長、緑環境景観マネジメント研究科長、地域資源マネジメント研究科長、減災復興政策研究科長、政策科学研究所長、高度産業科学技術研究所長、自然・環境科学研究所長、地域ケア開発研究所長、学術総合情報センター長又は同規程第18条に規定する副学長
 - (3) 附属学校総長が決裁すべき事項 組織規程第18条に規定する校長又は教頭
 - (4) 芸術文化観光専門職大学長が決裁すべき事項 組織規程第29条に規定する局長、部長、地域リサーチ&イノベーションセンター長、芸術文化・觀光学部長又は同規程規定第30条に規定する副学長
- 2 理事長等及び前項の規定により代理決裁をできる者がともに不在の場合において、理事長等が決裁すべき事項で急施を要するものについては、指定する職員が、代理決裁をできる。
- 3 専決者が専決ができる事項のうち専決者があらかじめ指定したものについては、指定する職員が代理決裁をできる。専決者が不在の場合において、当該専決者が決裁すべき事項で急施を要するものの決裁についても、また同様とする。

(代理決裁後の手続)

第9条 代理決裁をした事項については、速やかに後聞を受け、又は報告をしなければならない。ただし、あらかじめ後聞又は報告を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務の決裁に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日改正)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 経済学部長及び経営学部長は、改正後の第8条第1項第2号の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、両学部長に関する規定については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日改正)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 経済学研究科長、経営学研究科長、会計研究科長、経営研究科長、物質理学研究科長、生命理学研究科長、応用情報科学研究科長及びシミュレーション学研究科長は、改正後の第8条第1項第2号の規定にかかわらず、当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該研究科長に関する規定については、なお従前の例による。